

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年10月27日
【発行者の名称】	エム・デー・ビー株式会社 (M. D. B Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下茂 奉文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-5467-7740 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 倉田 乾一
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を 2023年11月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	エム・デー・ビー株式会社 https://www.mdb.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期	第32期	第33期
決算年月		2021年4月	2022年4月	2023年4月
売上高	(千円)	1,986,516	2,051,225	1,916,655
経常利益	(千円)	136,504	122,627	118,703
当期純利益	(千円)	81,716	96,389	61,480
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数	(株)	500	500	500
純資産額	(千円)	156,172	245,311	306,884
総資産額	(千円)	845,510	818,751	818,805
1株当たり純資産額	(円)	156.17	245.31	306.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	81.72	96.39	61.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	18.5	30.0	37.5
自己資本利益率	(%)	73.0	48.0	22.3
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	74,138	82,167
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△19,328	△5,027
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△72,485	△49,236
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	355,688	383,593
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(人)	164(21)	168(17)	169(15)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

6. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第33期の財務諸表について永和監査法人の監査を受けておりますが、第31期及び第32期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は年間平均人員を()外数で記載しております。

8. 2023年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

11. 第31期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

2 【沿革】

(1) 当社の創業の経緯

当社代表取締役社長の下茂奉文が「社会のコンピューターシステム化及びネットワーク化に寄与したい」という想いを具現化するために、1991年3月に当社を設立いたしました。

(2) 事業の変遷と主な沿革

設立当初は、特定業種・企業からの業務受託のみを行っておりました。

その後、着実に業務実績とノウハウを積み重ねるとともに、顧客範囲の拡大と事業領域の拡大に取り組んでまいりました。この結果、情報通信会社以外にも金融機関・小売業・財団法人・商社など、幅広い顧客層を獲得することができました。そして、人員を増強し、小規模から大規模までのシステム開発業務を提供できる体制を構築いたしました。

また、神奈川県横浜市・静岡県静岡市・愛知県名古屋市に拠点を設け、各エリアの顧客ニーズに対応した業務を提供し、首都圏だけではなく東海エリアでも多様な業務を提供できる体制を構築いたしました。

さらに、福島県での新規事業及び雇用創出のために、福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、福島県及び震災地域復興へ貢献するとともに、デジタルデータ処理・分析業務など全国から受注・提供できる体制を構築いたしました。

当社の設立以降、現在までの主な沿革は、次のとおりです。

年 月	概要
1991年3月	会社設立
2003年12月	本社を東京都新宿区へ移転
2006年12月	プライバシーマーク認定
2007年1月	静岡県静岡市に「静岡センター」を設立
2007年7月	資本金を25,000千円に増資
2007年8月	愛知県名古屋市に「名古屋センター」を設立
2009年4月	大手生命保険会社の保険証券管理システム開発業務を提供 大手小売会社の流通系インフラシステム構築業務を提供 大手通信会社の施設管理システム開発業務を提供
2010年5月	ISO27001（ISMS認証）を取得
2010年11月	本社を東京都板橋区へ移転
2011年4月	財団法人の台帳・帳簿登録閲覧システム開発業務を提供 金融機関向け業務系サーバー・インフラシステム構築業務を提供 情報通信会社のシンクライアント設計・構築業務を提供
2013年4月	金融機関向け業務アプリケーション設計・開発業務を提供 財団法人の高速画像検索システムの開発業務を提供 商社の社内サーバーリプレース業務を提供
2014年2月	本社を東京都渋谷区へ移転
2014年8月	福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設立
2015年4月	官公庁向けの地図情報整備業務を提供
2017年4月	ドローン搭載用システム研究開発業務を開始
2017年10月	神奈川県横浜市に「横浜リサーチセンター」を設立
2018年6月	eラーニングシステムサービス提供を開始
2021年8月	MDBプランニング株式会社を取得
2021年12月	MDB Corporation Ltdを取得

3 【事業の内容】

当社は、「常に一步進んだシステムを提案、構築する人材集団を目指す」をスローガンに、主に大手電機機器メーカーや大手情報通信企業から業務を受託しサービスを提供する情報ソリューション事業を営んでおります。

情報ソリューション事業はSIサービス及びデジタルコンテンツサービスから構成されております。

なお、当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス区別に記載しております。また、非連結子会社のMDBプランニング株式会社及びMDB Corporation Ltdは重要性が低いことから記載しておりません。

サービス区分	主な事業内容	主な拠点
(1) SIサービス	システム設計・開発・導入支援、保守業務	本社 開発・教育センター 横浜リサーチセンター 静岡センター 名古屋センター
	Web作成、各種デザイン、保守業務	
	サーバーの設計、構築、保守業務	
(2) デジタルコンテンツサービス	画像解析サービス	ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ
	地図作成サービス	
	各種コンテンツ請負業務	

(1) SIサービス

クライアントのシステム・Web・サーバー構築のニーズに応じて、設計・開発・導入・運用支援を行っております。具体的には、クライアントに対して、設計・開発の受託及び技術者派遣等を行うソリューションサービスを提供し、また、それらが導入された後も各種保守業務を提供し、幅広くクライアントニーズに対応したサービスを提供しております。

また、全国に複数拠点（渋谷区、板橋区、横浜市、静岡市、名古屋市）に設け、首都圏から神奈川・東海・名古屋地域まで、幅広いエリアで顧客ニーズに対応できるように展開しております。

(2) デジタルコンテンツサービス

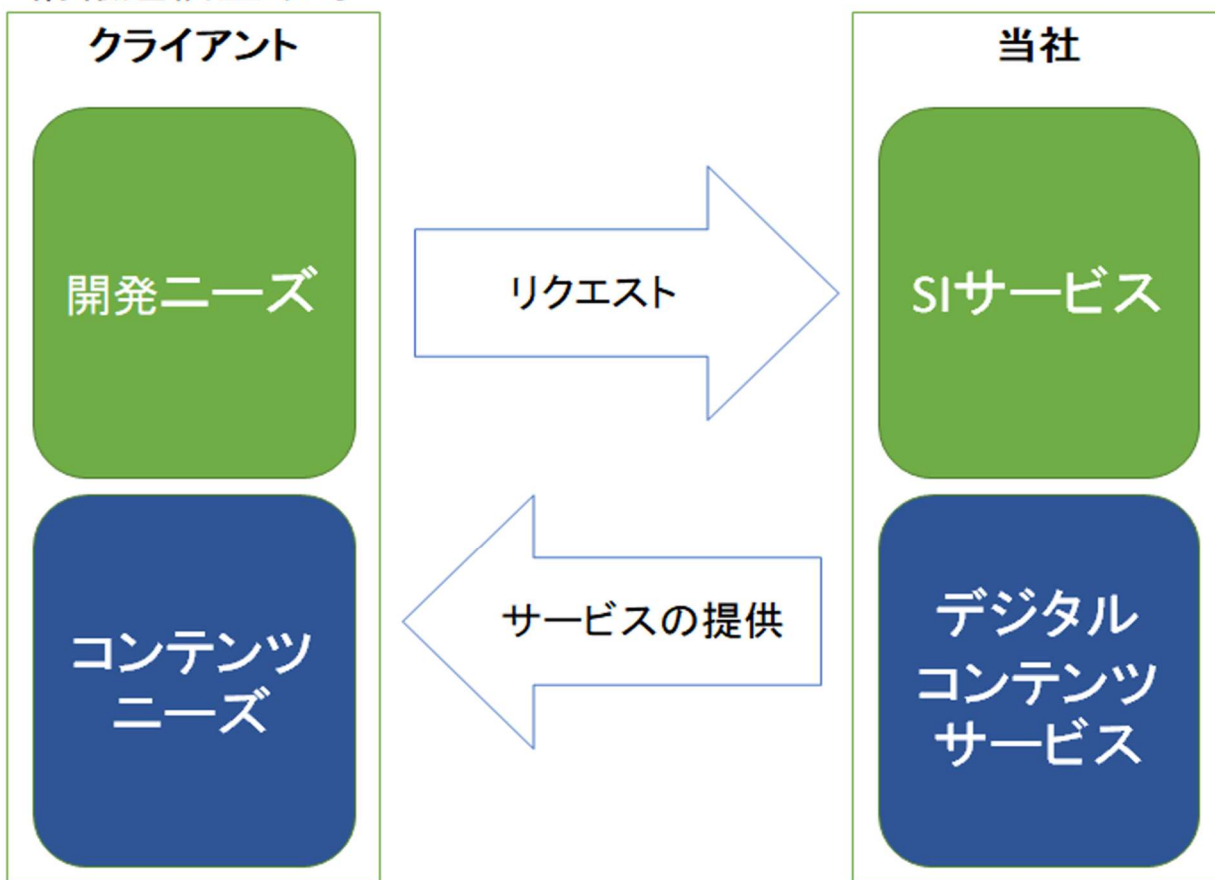
福島県での新規事業及び雇用創出のために、福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、福島県及び震災地域復興へ貢献するとともに、全国のクライアントからのデジタルデータ処理・分析・入力・コンテンツ作成業務を受注し提供しております。

(3) その他

主に飲食店舗等を営んでおります。

(事業の系統図)

電気機器メーカー
情報通信企業等



クライアント			エム・デー・ビー株式会社	
ニーズ		地域	サービス	主な拠点
開発	システム開発 メンテナンス Web作成 サーバー構築等	東京	SI サービス	本社
		神奈川		開発・教育センター
				横浜リサーチセンター
東海	静岡センター			
コンテンツ	データ解析・処理 コンテンツ作成 各種研究受託	全国	デジタルコンテンツ サービス	ふくしまデジタル・ コンテンツ・センタ

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
169(14)	39.5	9.3	4,852

2023年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数 (人)
S I サービス	146(14)
デジタルコンテンツサービス	11(-)
全社 (共通、その他)	12(-)
合計	169(14)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、事業部門別の従業員数を記載しております。
4. 全社 (共通、その他) として記載されている従業員数は、営業部門、本社管理部門等に所属しているものです。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染防止策等によって経済活動の一部制約が生じていたものの、経済支援等の政策によって、緩やかな回復で推移しました。また、当環境下において、経済活動の合理化を推進する取り組みが引き続き活発化しており、国内のIT人材の需要は高い状態が継続しております。

このような状況の中、当社は教育・採用活動を通じた成長原資である人材の育成と確保に努めるとともに、既存顧客とのリレーション強化に努めてまいりましたが、旺盛な需要に対して社内外のリソースが一部不足する状態が発生しておりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,916,655千円（前年同期比6.6%減）、営業利益115,782千円（同9.2%増）、経常利益118,703千円（同3.2%減）、当期純利益は61,480千円（同36.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は383,593千円（前期末比27,904千円増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は82,167千円（前事業年度は74,138千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益80,206千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は5,027千円（前事業年度は19,328千円の支出）となりました。これは主に、余裕資金の長期運用のために、定期預金の預入による支出が3,500千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は49,236千円（前事業年度は72,485千円の支出）となりました。これは長期借入金の返済による支出が49,236千円生じたことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えてサービス区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、情報システム人材を通じたサービス提供が中心となっております。当該事業ではその形態から受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

サービス区分	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	
	販売高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
SIサービス	1,847,969	△5.3
デジタルコンテンツサービス	41,329	△42.3
その他	27,357	△1.1
合計	1,916,655	△6.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)		当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NECソリューションイノベータ株式会社	716,286	34.9	708,926	37.0
日本電気株式会社	352,428	17.2	280,923	14.7

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は、顧客ニーズの変化や技術革新が速い情報サービス産業において企業活動を展開しており、「常に一歩進んだシステムを提案、構築する人材集団を目指す」という目標を定め、常に変化する経営環境に対応し、付加価値の高い情報サービスを提供できるように努めております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

情報サービス産業におきましては、総務省「令和5年 情報通信白書」に基づくと、企業のソフトウェア投資計画は継続して拡大している一方で、IT人員が不足しており、今後も人材不足の傾向が継続すると見込まれております。

このような状況下において、当社の更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

①人材の確保

情報サービス産業においては、情報技術の進化スピードが速く、かつ、顧客ニーズの変化及び多様化が生ずることから、これに対応するためには優秀な人材の確保・育成が重要となります。

当社では、研修制度の充実や資格獲得支援、福利厚生の充実等を通じて、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。

②事業効率の向上

市場規模が拡大する一方で、人不足等によるコスト上昇要因も発生していることから、企業規模の拡大に伴う事業効率の向上が必要になります。このため、事業運営及び組織効率の向上を強化し、企業規模の拡大や事業環境の変化に対応した事業効率を構築してまいります。

③顧客ニーズへの対応

情報サービス産業においては、ビッグデータの活用やIoT、フィンテックなどの新しい技術が開発され、顧客ニーズは絶えず変化し、かつ、多様化しております。

このような状況において、顧客とのコミュニケーションやマーケティングリサーチを通じて顧客ニーズを適切にとらえ、付加価値の高いサービスを提供できるように努めてまいります。

④技術の進化への対応

付加価値の高いサービスを提供するためには、新しい情報技術分野への対応力を構築することが求められます。当社では情報技術の動向調査・技術獲得につとめ、常に一歩進んだシステムを提案、構築できるように努めてまいります。

⑤新規顧客・新規事業の開拓

常に進化する情報サービス産業においては、従来にはない、新しい分野における顧客や事業が発生することが見込まれます。このような市場環境において、営業人員の強化とマーケットリサーチに努め、多様化する市場に対応できるように努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 景気変動のリスク

顧客のIT投資等は、経済状況や景気動向により影響を受ける可能性があり、日本経済が低迷・悪化した場合には、市場規模が縮小するおそれがあり、その場合には当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新によるリスク

情報サービス産業では、大幅な技術革新等の変化が生ずることがあります。当社では多様な技術動向の調査・獲得に努めておりますが、技術革新等への対応が遅れた場合、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 主要取引先への依存リスク

大手メーカー企業系、大手情報サービス企業系といった当社の主要取引先の経営方針等が大きく変更された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保と育成について

当社では、優秀な人材の採用と育成に努めておりますが、優秀な人材の確保できない場合は、顧客ニーズや技術革新に対応できず、事業展開が制約され、事業計画を達成できない可能性があります。

(5) 安全衛生管理リスク

業務等においては計画外の事象による突発的な業務増加が発生することがあります。当社では、従業員等の労働衛生を守るために適切な労務管理に努めておりますが、やむをえない要因によりこのような事象が発生した場合は、労働生産性の低下等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法改正等のリスク

労働基準法や個人情報の保護に関する法律といった当社が事業を行うにあたって重要となる法令等が、社会状況等の変化等に応じて大きな改正が行われた場合、当社の事業運営体制等を見直すことが想定され、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 採算管理について

同業他社との競争で優位に立つため、より顧客ニーズに対応した付加価値の高い業務を提供することに努めておりますが、低価格帯での価格競争が増加した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティリスク

当社は、顧客企業の企業情報や個人情報などの機密情報を取り扱う場合があります。情報保護については、プライバシーマークを取得するとともに、教育及び監査を通じた社内管理体制の適切な運営に努め、設備面でもセキュリティ対策を実施しております。しかし、何かしらの事由により機密情報等が外部に漏洩した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等の発生について

地震、津波、大規模停電などの発生の影響により、運営に必要な人員体制や機器設備が確保できない場合、顧客との契約を履行することができず、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 創業者への依存について

当社の代表取締役社長である下茂奉文氏は、当社の創業者であり、当社発行済株式総数の88.8%を保有する大株主でもあります。当社では役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何かしらの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合は、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 配当政策

当社は財務体質の強化と成長投資の両立を図るため、これまで配当を実施しておりませんが、株主

への利益配当は重要な経営課題と認識しております。

今後、将来の財務体質と内部留保の状況、当社を取り巻く事業環境等を勘案して、株主に対して利益還元を実施する所存であります。現時点においては配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、2021年5月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

- （a）次のイからハマまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハマまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- （b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vi 非上

場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主 (甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（2023年10月27日）現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

①資産の部

総資産は818,805千円（前期末比53千円増）となりました。

流動資産につきましては、638,127千円（同12,582千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加30,304千円及び売掛金の減少18,579千円が生じたことによるものです。

固定資産につきましては、180,678千円（同12,528千円減）となりました。これは主に、減損損失による減少38,497千円及び繰延税金資産の増加29,614千円が生じたことによるものです。

②負債の部

負債につきましては、負債合計は511,920千円（前期末比61,519千円減）となりました。

流動負債は352,241千円（同28,306千円減）となりました。これは主に、買掛金の減少23,170千円、未払金の減少6,881千円が生じたことによるものです。

固定負債は159,679千円（同33,213千円減）となりました。これは主に、長期借入金を49,236千円返済したことにより減少したことによるものです。

③純資産の部

純資産につきましては、306,884千円（前期末比61,573千円増）となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加が61,480千円生じたことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日（2023年11月30日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度は設備投資等の実施はございません。

なお、当事業年度においては新規事業投資の見直しを行い、ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ (FDCC) に係る資産について、減損損失を38,497千円計上いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。

なお、当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えてサービス区分別に記載しております。

2023年4月30日現在

事業所名 (所在地)	サービス 区分	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械装置 (千円)	ソフトウ ェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 ほか4拠点 (東京都渋谷区等)	SIサービ ス	本社設備 拠点設備	18,609	—	—	1,438	20,047	159 (13)
ふくしまデジタル・コンテ ンツ・センタ (福島県双葉郡)	デジタ ル コン テン ツサー ビス	業務設備	0	—	—	0	0	10 (—)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地の合計です。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容と年間賃借料は下記のとおりであります。

本社 (10,380千円)、教育センター (7,806千円)、横浜リサーチセンター (4,526千円)、
静岡センター (1,647千円)、名古屋センター (889千円)

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株)(2023年4月30日)	公表日現在発行数(株)(2023年10月27日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	500	1,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	500	1,000,000	—	—

(注) 1. 2023年9月8日開催の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

2. 2023年9月13日開催の臨時株主総会決議により、2023年9月13日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、1,400株増加し、2,000株となっております。

3. 2023年9月13日開催の臨時株主総会により、2023年9月30日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月30日	—	500	—	25,000	—	—
2023年9月30日 (注)	999,500	1,000,000	—	25,000	—	—

(注) 2023年9月8日の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株を2,000株とする株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	4	4	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(注) 2023年9月13日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

事業拡大に向けた積極的な投資や財務体質の強化等を優先し、過去において配当を実施しておりませんが、今後は内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて検討したいと考えております。内部留保資金につきましては、更なる事業の拡大に向け、事業資源への原資として有効に活用していく予定です。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当については株主総会によって決議いたします。当社は、取締役会の決議により毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性5名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	下茂 奉文	1962年 4月16日	1986年4月 NECソリューションイノベータ株式会社入社 1991年3月 当社設立代表取締役就任(現任)	(注) 2	(注) 4	888,000
取締役	—	浅野 加津彦	1963年 12月26日	1988年4月 株式会社日本ネットワーク入社 1996年8月 ティー・オー・エム株式会社入社 2007年1月 当社入社 2010年4月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	—	加藤 元行	1954年 1月13日	1974年4月 日本電気株式会社入社 1991年10月 シンクス株式会社入社 1997年4月 森山工業株式会社入社 1998年10月 ティー・オー・エム株式会社入社 2007年1月 当社入社 2022年4月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	徳光 悠太	1988年 5月13日	2010年2月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2012年7月 SCS国際会計事務所 入所 2014年8月 (株)ディー・エヌ・エー 入社 2016年8月 徳光悠太公認会計士事務所設立、代表(現任) 2017年9月 当社社外監査役(現任) 2017年12月 (株)Kids Smile Project 社外取締役 2018年3月 (株)スペースマーケット 社外監査役 2018年4月 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 2021年3月 (株)スペースマーケット取締役就任(現任) 2022年6月 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 就任(現任) 2023年6月 (株)Kids Smile Project 社外監査役(現任)	(注) 3	(注) 4	—
監査役	—	国近 宜裕	1988年 5月10日	2011年4月 野村信託銀行株式会社 入社 2014年7月 有限責任あずさ監査法人 入所 2014年8月 公認会計士登録 2018年12月 株式会社G&Sソリューションズ 入社(現任) 2019年11月 税理士法人G&Sソリューションズ 代表社員 就任(現任) 2023年1月 当社 監査役就任(現任)	(注) 3	(注) 4	—
							888,000

(注) 1. 監査役の徳光悠太氏及び国近宜裕氏は社外監査役であります。

2. 2023年9月13日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年9月13日から2025年4月期に係る定時株主総会終了の時までであります。

3. 監査役の任期は、2023年9月13日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年9月13日から2027年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2023年4月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑤役員報酬」に記載のとおりであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。

このような認識に基づき、当社は、継続して法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行者情報公表日時点で、取締役3名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

2) 監査役

当社は監査役を2名選任しており、毎月の監査役協議会の開催と取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役会や代表取締役の業務執行を、適正性及び適法性の観点から監査しております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査人を主管とし、担当者2名を配置して業務に関する監査を実施しております。また、内部監査人に対する内部監査は総務課が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査人から代表取締役に対し、報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

4) 会計監査

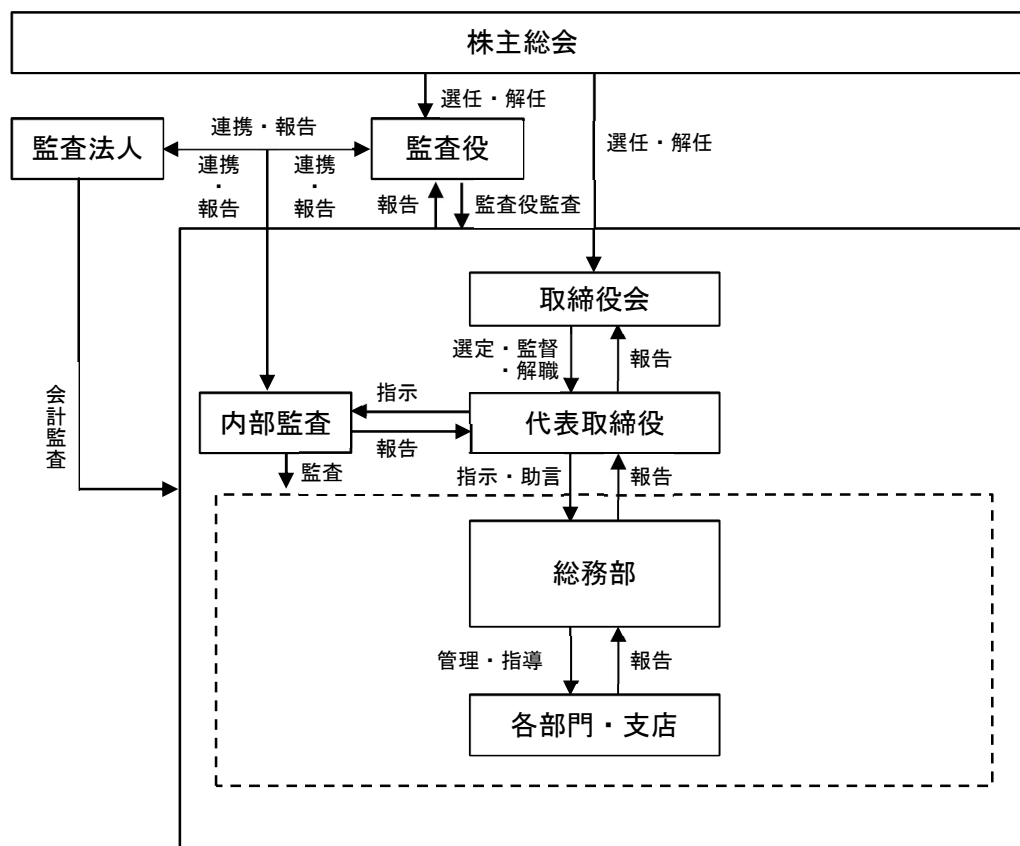
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、芦澤宗孝氏、清水巧氏の2名であり、永和監査法人に所属しております。継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名です。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス体制の構築及び運用の強化を図るため、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議・検討しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として半期に1回及び必要に応じてその都度開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項を協議しております。(委員長：代表取締役社長、その他構成員：取締役2名、総務部長、内部監査人、社外監査役2名)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社では、取締役会規程、組織・業務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 役員報酬

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	30,000	30,000	—	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	3,600	3,600	—	—	—	2

(注) 1. 上記支給額その他、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として11,475千円を支給しております。

2. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しております。具体的な報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑥ 社外監査役との関係について

当社の社外監査役は2名です。なお、社外監査役は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。社外監査役の徳光悠太氏並びに国近宜裕氏は、公認会計士であり、経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行い、必要に応じて意見を述べております。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)
8,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案して検討し、決定しています。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当事業年度(2022年5月1日から2023年4月30日まで)の財務諸表について、永和監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.3%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.7%

4. 財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	382,039	412,344
売掛金	229,963	211,384
仕掛品	2,950	1,596
原材料	301	159
前払費用	6,501	7,599
その他	4,672	5,042
貸倒引当金	△885	—
流動資産合計	625,544	638,127
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1、2 99,663	※1、2 65,840
機械及び装置	13,187	10,205
工具、器具及び備品	12,220	8,522
土地	2,360	2,360
船舶	1,707	1,707
減価償却累計額	△62,050	△64,712
有形固定資産合計	67,088	23,922
無形固定資産		
借地権	1,420	—
ソフトウェア	162	—
電話加入権	184	184
無形固定資産合計	1,766	184
投資その他の資産		
長期性預金	8,602	9,703
投資有価証券	23,437	23,579
関係会社株式	0	0
破産更生債権等	33,330	33,794
長期前払費用	2,087	2,224
繰延税金資産	59,942	89,557
敷金及び保証金	10,581	10,901
その他	19,698	20,605
貸倒引当金	△33,330	△33,794
投資その他の資産合計	124,351	156,571
固定資産合計	193,206	180,678
資産合計	818,751	818,805

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年4月30日)		当事業年度 (2023年4月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		125,197		102,026
1年内返済予定の長期借入金	※2	49,236	※2	44,499
未払費用		53,496		54,511
未払金		18,425		11,543
未払法人税等		24,881		24,954
未払消費税等		24,377		28,182
前受金		9,049		5,121
預り金		15,366		16,607
賞与引当金		60,517		64,795
流動負債合計		380,547		352,241
固定負債				
長期借入金	※2	85,100	※2	40,601
退職給付引当金		76,668		87,522
資産除去債務		31,124		31,556
固定負債合計		192,892		159,679
負債合計		573,439		511,920
純資産の部				
株主資本				
資本金		25,000		25,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		220,056		281,537
利益剰余金合計		220,056		281,537
株主資本合計		245,056		306,537
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		254		347
評価・換算差額等合計		254		347
純資産合計		245,311		306,884
負債純資産合計		818,751		818,805

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2021年5月1日 2022年4月30日)	(自 至	2022年5月1日 2023年4月30日)
売上高	※1	2,051,225	※1	1,916,655
売上原価		1,723,565		1,593,491
売上総利益		327,659		323,164
販売費及び一般管理費	※2	221,618	※2	207,381
営業利益		106,040		115,782
営業外収益				
受取利息		4		3
受取配当金		273		153
助成金収入		18,736		4,840
その他		1,008		1,171
営業外収益合計		20,022		6,170
営業外費用				
支払利息		3,433		2,785
貸倒引当金繰入額		—		463
その他		2		—
営業外費用合計		3,435		3,249
経常利益		122,627		118,703
特別利益				
受取補償金		17,000		—
特別利益合計		17,000		—
特別損失				
関係会社株式評価損		237		—
減損損失	※3	1,729	※3	38,497
特別損失合計		1,966		38,497
税引前当期純利益		137,661		80,206
法人税、住民税及び事業税		46,777		48,388
法人税等調整額		△5,505		△29,663
法人税等合計		41,271		18,725
当期純利益		96,389		61,480

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)		当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	20,321	1.2	13,872	0.9
II 労務費	925,001	53.7	933,746	58.6
III 外注費	726,261	42.2	610,278	38.3
IV 経費	50,140	2.9	34,240	2.2
当期総製造費用	1,721,724	100.0	1,592,137	100.0
期首仕掛品たな卸高	4,791		2,950	
合計	1,726,516		1,595,087	
期末仕掛品たな卸高	2,950		1,596	
当期売上原価	1,723,565		1,593,491	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,000	123,667	123,667	148,667	7,505	7,505	156,172
当期変動額							
当期純利益		96,389	96,389	96,389			96,389
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△7,250	△7,250	△7,250
当期変動額合計	—	96,389	96,389	96,389	△7,250	△7,250	89,139
当期末残高	25,000	220,056	220,056	245,056	254	254	245,311

当事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,000	220,056	220,056	245,056	254	254	245,311
当期変動額							
当期純利益		61,480	61,480	61,480			61,480
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					92	92	92
当期変動額合計	—	61,480	61,480	61,480	92	92	61,573
当期末残高	25,000	281,537	281,537	306,537	347	347	306,884

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年5月1日	(自	2022年5月1日
	至	2022年4月30日)	至	2023年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		137,661		80,206
減価償却費		9,444		6,888
受取利息及び受取配当金		△277		△157
助成金収入		△18,736		△4,840
支払利息		3,433		2,785
受取補償金		△17,000		—
減損損失		1,729		38,497
売上債権の増減額 (△は増加)		△3,218		18,579
前払費用の増減額 (△は増加)		436		△1,098
仕入債務の増減額 (△は減少)		△12,409		△23,170
未払金の増減額 (△は減少)		△17,767		△6,881
未払費用の増減額 (△は減少)		13,698		1,014
前受金の増減額 (△は減少)		△29,698		△3,928
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		27,243		10,854
その他		5,896		9,522
小計		100,437		128,270
利息及び配当金の受取額		277		157
助成金の受取額		18,736		4,840
受取補償金の受取額		17,000		—
利息の支払額		△2,044		△2,785
法人税等の支払額		△60,268		△48,315
営業活動によるキャッシュ・フロー		74,138		82,167
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△3,600		△3,500
有形固定資産の取得による支出		△2,678		—
有価証券の取得による支出		△12,430		—
敷金の差入による支出		—		△319
その他		△619		△1,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		△19,328		△5,027
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		△49,111		△49,236
社債の償還による支出		△10,000		—
リース債務の返済による支出		△13,374		—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△72,485		△49,236
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△17,675		27,904
現金及び現金同等物の期首残高		373,364		355,688
現金及び現金同等物の期末残高		※ 355,688		※ 383,593

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	15～20年
機械装置	4～17年
船舶	5年
工具器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客からの準委任契約によるデジタル人材を通じた業務提供サービスと受託開発契約に基づく受託開発業務、その他に区分されます。顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足後の概ね2か月以内に期日が到来することから、契約に重要な金融要素は含まれません。

【デジタル人材業務】

ソフトウェア開発現場やシステム運営開発現場における、ITエンジニアの技術力と労働サービスを提供することが履行義務であり、顧客との準委任契約に基づいて、契約期間にわたり労働時間の経過につれて履行義務が充足されるものと判断し、顧客との準委任契約に基づく月額の契約金額をもとに一定期間で収益を認識しております。

【受託開発業務】

受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）については、契約期間がごく短い契約については完了時に収益を認識することとし、それ以外で一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

【その他】

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	59,942千円	89,557千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
圧縮記帳額	172,970千円	172,170千円
（うち、建物）	148,081	148,081
（うち、機械及び装置）	18,252	18,252
（うち、工具、器具及び備品）	5,836	5,836

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
建物	31,580千円	0千円
計	31,580	0

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
1年内返済予定の長期借入金	18,756千円	18,756千円
長期借入金	24,960	6,204
計	43,716	24,960

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95%、当事業年度94%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
役員報酬	33,600千円	33,600千円
給料手当	68,891	56,151
地代家賃	26,452	25,004

※3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

地域	用途	種類
その他	寺院向け事業のソフトウェア	ソフトウェア

当社は原則として、事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っております。

当社はこれまで新規顧客創出のため、寺院向け事業を試験的に営んでおりました。当事業年度において、新規事業分野への投資方針を見直し、寺院向け事業を縮小する方針となったため保守的に将来の収益見込みを見直した結果、当該資産グループの回収可能価額は使用価値を零と判断し、減損損失（1,729千円）として特別損失に計上しました。

当事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

地域	用途	種類
福島県	ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ	建物(33,823千円)、機械及び装置(2,981千円)、借地権(1,420千円)、長期前払費用(272千円)

当社は原則として、事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っております。

当社はこれまで福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、全国のクライアントからのデジタルデータ処理・分析・入力・コンテンツ作成業務を受注し提供しておりました。当事業年度において、足元の事業環境の変化を踏まえて保守的に将来の収益見込みを見直した結果、当該資産グループの回収可能価額は使用価値を零と判断し、減損損失（38,497千円）として特別損失に計上しました。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	500	—	—	500
合計	500	—	—	500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	500	—	—	500
合計	500	—	—	500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
現金及び預金勘定	382,039千円	412,344千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△29,365千円	△31,765千円
その他(預け金)	3,014千円	3,014千円
現金及び現金同等物	355,688千円	383,593千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2022年4月30日）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 売掛金	229,963	229,963	—
貸倒引当金（※）	△885	△885	—
	229,078	229,078	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	23,437	23,437	—
資産計	252,516	252,516	—
(1) 買掛金	125,197	125,197	—
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	134,336	134,136	△199
負債計	259,533	259,334	△199

（※）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注） 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
現金及び預金	382,040	-	-	-
売掛金	229,963	-	-	-
長期性預金	-	8,602	-	-
合計	629,209	-	-	-

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	49,236	44,499	17,928	11,724	6,724	4,225

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23,437	—	—	23,437
資産計	23,437	—	—	23,437

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	134,136	—	134,136
負債計	—	134,136	—	134,136

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2023年4月30日）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 売掛金	211,384	211,384	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	23,579	23,579	—
資産計	234,963	234,963	—
(1) 買掛金	102,026	102,026	—
(2) 長期借入金（1年以内返済予 定を含む）	85,100	84,672	△427
負債計	187,126	186,699	△427

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以 内(千円)	5年超10年以 内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	412,344	-	-	-
売掛金	211,384	-	-	-
長期性預金		9,703	-	-
合計	643,135	-	-	-

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	44,499	17,928	11,724	6,724	4,225	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
 当事業年度（2023年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	23,579	—	—	23,579
資産計	23,579	—	—	23,579

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 当事業年度（2023年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	84,672	—	84,672
負債計	—	84,672	—	84,672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2022年4月30日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得価額	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	8,736	1,003	7,733
	小計	8,736	1,003	7,733
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	14,701	22,044	△ 7,343
	小計	14,701	22,044	△ 7,343
合計		23,437	23,048	390

当事業年度 (2023年4月30日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得価額	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	9,713	1,003	8,710
	小計	9,713	1,003	8,710
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	13,865	22,044	△ 8,178
	小計	13,865	22,044	△ 8,178
合計		23,579	23,048	532

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。当社は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
退職給付引当金の期首残高	49,424千円
退職給付費用	27,472
退職給付の支払額	△228
退職給付引当金の期末残高	76,668

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年4月30日)
非積立型制度の退職給付債務	76,668千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,668
退職給付引当金	76,668
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,668

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 27,472千円

当事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。当社は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
退職給付引当金の期首残高	76,668千円
退職給付費用	11,538
退職給付の支払額	△684
退職給付引当金の期末残高	87,522

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (2023年4月30日)
非積立型制度の退職給付債務	87,522千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,522
退職給付引当金	87,522
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,522

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 11,538千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	26,519千円	30,273千円
賞与引当金	20,932	22,412
貸倒引当金	9,927	11,689
資産除去債務	4,989	10,915
未払事業税	2,958	1,899
減価償却費	1,849	2,089
減損損失	598	10,786
その他	9,205	6,966
繰延税金資産小計	76,981	96,884
評価性引当額	△11,818	△5,013
繰延税金資産合計	66,445	91,871
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,122	△2,129
その他有価証券評価差額金	△134	△183
その他	△1,245	—
繰延税金負債合計	△6,502	△2,313
繰延税金資産の純額	59,942	89,557

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年4月30日)	当事業年度 (2023年4月30日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	34.6%
中小法人軽減税率等	△5.3%	△0.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	2.3%
評価性引当額の増減	△0.3%	△14.1%
住民税均等割等	1.0%	1.6%
その他	△0.9%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%	23.3%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主にふくしまデジタル・コンテンツ・センタの土地賃貸契約に係る原状回復義務、オフィス等の賃貸借契約に係る原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年～20年と見積り、割引率は1.11%～1.53%を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
期首残高	30,699千円	31,124千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	424千円	431千円
期末残高	31,124千円	31,556千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

サービスカテゴリー別	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
SIサービス	1,951,873千円
デジタルコンテンツサービス	71,676
その他	27,675
顧客との契約から生じる収益	2,051,225
外部顧客への売上高	2,051,225

当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

サービスカテゴリー別	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
SIサービス	1,847,969千円
デジタルコンテンツサービス	41,329
その他	27,357
顧客との契約から生じる収益	1,916,655
外部顧客への売上高	1,916,655

2. 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項 (重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債（期首残高）	28,969	9,049
契約負債（期末残高）	9,049	5,121

- (注) 1. 顧客との契約から生じた契約負債は、貸借対照表上「前受金」に含まれております。
2. 契約負債は、SIサービスやデジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。
3. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は4,767千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	716,286	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	352,428	情報ソリューション事業

当事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	708,926	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	280,923	情報ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要株主	下茂奉文	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 88.8	債務被 保証	借入契約 の債務被 保証 (注) 1	134,336	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

当事業年度（自 2022年5月1日 至 2023年4月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要株主	下茂奉文	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 88.8	債務被 保証	借入契約 の債務被 保証 (注) 1	85,100	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
1株当たり純資産額	245.31円	306.88円
1株当たり当期純利益	96.39円	61.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2023年9月8日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年9月30日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	当事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)
当期純利益(千円)	96,389	61,480
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	96,389	61,480
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

当社は、2023年9月8日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月30日をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき2,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	500株
今回の分割により増加する株式数	999,500株
株式分割後の発行済株式総数	1,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年9月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
建物	99,663	—	33,823 (33,823)	65,840	45,715	5,006	20,124
機械及び装置	13,187	—	2,981 (2,981)	10,205	10,206	858	—
工具、器具及び備 品	12,220	—	3,698	8,522	7,084	496	1,438
土地	2,360	—	—	2,360	—	—	2,360
船舶	1,707	—	—	1,707	1,707	—	0
有形固定資産合計	129,138	—	40,502 (36,805)	88,635	64,712	6,360	23,922
借地権	1,420	—	1,420 (1,420)	—	—	—	—
ソフトウェア	110,902	—	—	110,902	110,902	162	—
電話加入権	184	—	—	184	—	—	184
無形固定資産合計	112,506	—	1,420 (1,420)	111,086	110,902	162	184
長期前払費用	710	—	272 (272)	438	438	71	—

(注) 当期減少額のかっこ書きは、ふくしまデジタル・コンテンツ・センタの固定資産にかかる減損損失の計上分です。

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	ソフトバンクグループ株式会社	2,000	10,188
		Amazon.com, Inc.	260	3,677
		株式会社ケアネット	10,400	9,713
		その他	100	0
計		12,760	23,579	

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	49,236	44,499	1.51	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	85,100	40,601	1.39	2024年～2028年
合計	134,336	85,100	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年 以内(千円)	2年超3年 以内(千円)	3年超4年 以内(千円)	4年超5年 以内(千円)
長期借入金	17,928	11,724	6,724	4,225

【引当金明細表】

区分	当期末首残高 (千円)	当期増加 額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円) (注)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	34,216	463	—	885	33,794
賞与引当金	60,517	64,795	60,517	—	64,795

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額です。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表規則第8条の28第1項に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	303
預金	
普通預金	380,275
定期預金	31,765
小計	412,041
合計	412,344

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
NECソリューションイノベータ株式会社	64,169
日本電気株式会社	26,159
コムシス情報システム株式会社	18,614
株式会社シグマイン	6,911
エクシオ・デジタルソリューションズ株式会社	6,750
その他	88,781
合計	211,384

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) (C) / ((A) + (B)) × 100	滞留期間 (日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
229,963	2,107,781	2,126,360	211,384	91.0	38

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 原材料

品目	金額 (千円)
飲料・食材他	159
合計	159

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
受託開発仕掛品	1,596
合計	1,596

ホ. 繰延税金資産 繰延税金資産は89,557千円であり、その内容については、「(税効果会計関係)」に記載しております。

②負債の部

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
リンクライド株式会社	11,260
株式会社スマートビラ	4,752
オリエンタル情報システム株式会社	4,667
株式会社おきしま倶楽部	3,872
株式会社スキルコネクト	3,337
その他	74,138
合計	102,026

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
American Express International, Inc.	5,759
従業員等経費立替分	1,361
極楽寺	1,074
妙昌寺	752
中央建物株式会社	748
その他	3,041
合計	11,543

ハ. 未払費用

品目	金額 (千円)
締日後給与	35,360
社会保険料	19,150
合計	54,511

二. 退職給付引当金

区分	金額 (千円)
退職給付債務	87,522
合計	87,522

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	営業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日、毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載のURLは、次のとおりです。 https://www.mdb.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条 第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
下茂 奉文 (注) 1. 2	東京都板橋区	888,000	88.80
下茂 和子 (注) 1. 3. 4	東京都板橋区	52,000	5.20
浜田 遵 (注) 1. 4	千葉県千葉市	30,000	3.00
金子 博 (注) 1. 4	東京都練馬区	30,000	3.00
計	—	1,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の配偶者)

4. 当社の従業員

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

エム・デー・ビー株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士
業務執行社員

芦澤宗孝

指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 巧

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエム・デー・ビー株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エム・デー・ビー株式会社の2023年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年4月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上